別表六の二（十一）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の14の２第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15第２項若しくは第３項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「各連結法人における計算」の「前期繰越分」の各欄及び「各連結法人における繰越税額控除限度超過額の内訳」の各欄は、当該連結法人の当該連結事業年度が平成28年４月１日前に開始した連結事業年度である場合にのみ記載すること。

3　「法人税額の特別控除額の個別帰属額 ⑯又は（⑯＋㉔） ㉕」及び「法人税額の特別控除額の合計額 ㉝又は（㉝＋㊷） ㊸」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）が平成28年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「又は（⑯＋㉔）」及び「又は（㉝＋㊷）」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「⑯又は」及び「㉝又は」を消すこと。

別表六の二(十三)を削る。

別表六の二(十三)付表の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第68条の14の２第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法」を加え、同表を別表六の二(十一)付表とする。

別表六の二(十四)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(十四)付表「10」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(十二)付表「10」の合計）」に、「同上のうち別表六の二(十四)付表「１」が措法第68条の15の２第２項第１号に掲げる期間内であるものに係る額」を「同上のうち別表六の二(十二)付表「１」が第68条の15第２項第１号に掲げる期間あるものに係る額」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「25の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「７の⑮」）」に改め、同表の記載要領中「第68条の15の２第２項」を「第68条の15第２項」に改め、同表を別表六の二(十二)とする。

別表六の二(十四)付表の記載要領第１号中「第68条の15の２第２項」を「第68条の15第２項」に改め、同表を別表六の二(十一)付表とし、同表の次に次の二表を加える。